

市第 203 号議案

横浜市駐車場条例の一部改正

横浜市駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月16日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市駐車場条例の一部を改正する条例

横浜市駐車場条例（昭和38年10月横浜市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第4条に次のただし書を加える。

ただし、同表の(1)の項に掲げる地区又は地域内で市長が別に駐車施設の附置に係る基準を定める区域において、当該基準に定めるところにより駐車施設を附置した者は、この条本文の規定により附置しなければならない駐車施設を附置したものとみなす。

第4条の表中「又は事務所」、「及び事務所」及び「、事務所」を削る。

第11条第2項中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に、「3.7メートル」を「3.5メートル」に改める。

附 則

この条例は、平成28年3月1日から施行する。

提 案 理 由

事務所に附置すべき駐車施設の最低駐車台数を緩和する等のため、横浜市駐車場条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市駐車場条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（建築物の新築の場合の駐車施設の附置）

第 4 条 次表の(1)の項に掲げる地区又は地域内において、同表の(2)の項に掲げる面積が、同表の(3)の項に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、その建築物のうち同表の(4)の項に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ同表の(5)の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値（建築物の延べ面積（自動車の駐車のための施設（以下「駐車施設」という。））、専ら道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 3 条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。以下「特定自動二輪車」という。）の駐車のための施設（以下「自動二輪車専用駐車施設」という。）並びに共同住宅、長屋、寄宿舍及び下宿の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあつては屋外観覧席の部分の面積を含む。以下同じ。）が 6,000 平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に同表の(6)の項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数がある場合は、切り上げるものとする。）の台数以上の自動車が駐車することができる規模を有する駐車施設をその建築物又はその建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、同表の(1)の項に掲げる地区又は地域内で市長が別に駐車施設の附置に係る基準を定める区域において、当該基準に定めるところにより駐車施設を附置した者は、この条本文の規定により附置しなければならない駐車施設を附置したものとみなす。

(省 略)						
(4)	百貨店その 他の店舗— 又 ——の は事務所 用途に供す る部分	特定用途（ 百貨店その 他の店舗— 及 ——を び事務所 除く。）に 供する部分	非特定用途 に供する部 分	百貨店その 他の店舗— 又 ——の は事務所 用途に供す る部分	倉庫又は工 場の用途に 供する部分	特定用途（ 百貨店その 他の店舗— 、 ——、倉 事務所、倉 庫及び工場 を除く。） に供する部 分
(省 略)						

( 駐 車 施 設 等 の 構 造 等 )

第 11 条 ( 第 1 項 省 略 )

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認める建築物については、車椅子使用者のための駐車施設として、少なくとも 1 台以上の自動車の駐車のに供する部分の規模を、駐車台数 1 台につき幅  $\frac{3.5 \text{ メートル}}{3.7 \text{ メートル}}$  以上、奥行 6 メートル以上としなければならない。

( 第 3 項 から 第 6 項 まで 省 略 )